

厚生省OBが牛耳る資格商法

四月一日から、薬事法が改正され施行される事になりました。サラリーマン諸氏、OLの皆さんには薬事法といっても薬局の薬が新しくなるの？くらいであり身近に感じられない方も少なからずおられるのではないのでしょうか。

しかし、この薬事法の改正こそ厚生労働省のOBが牛耳るとんでもない「資格商法」で、強いては、皆さんが使用するコンタクトレンズに係わる利権となれば、話は違うぞ？と思われるはずで。ここで私の厚生労働委員会での資格商法をバクロしたお話をしたいと思います。

(一) 官製資格ビジネス

三月二十九日発売の写真週刊誌「フラッシュ」を読まれた方も多いと思います。私が情報を提供して、取材協力をしました。ここで薬事法の改正で、何が一番問題か、巧妙な手口をお話します。今回の改正は医療用具販売及び賃貸管理者に資格を取らせるもので、講習内容は貧弱で高い受講料をとり莫大な資金を得るという仕組みになっています。例えばCMでお馴染みのピップエレキバン、使われた経験がある肩も多いと思いますが、このピップエレキバンを売るにも資格がなければ売れない、売るためには資格を得る講習を受けざるを得ないわけです。

今回の講習で得た収入は三日間で約八千人が受講して約一億三千万円の収入が厚生労働省の天下りOB五人がいる財団法人医療機器センターの懐に入りました。この他にもコンタクトレンズの販売者を対象に事故防止を名目に講習が行われ三日間で約七万人弱のメガネ店の業者が受講し十億円を超える収入を得ています。さらに別の厚生労働省の外郭団体も資格試験を新設してトータルで十一億円を超える収入を得ております。今回、ご紹介したのは今年度新設された資格講習だけで、従来から継続的に行われているものは数知れずあり、対象となる企業にとつては、特に中小企業にとつては講習を受けさせなければ、商品が売れない、そのため受講料の負担が増加し、強いては販売商品価格を上乗せしてカバーするケースもあり、結局、皆さん消費者が最終的に負担することになるのです。

(二) 尾辻大臣は知らなかった？知らされていなかった

三月三十日、厚生労働委員会での私は大臣にピップエレキバンを売るために医療用具販売管理者の資格が本当に必要なのかと質問に対して尾辻大臣は素直に「知りませんでした」とあっさり認めました。私が声を大にして言いたいには、知らない大臣も無責任かもしれませんが、全てが官僚任せ、官僚の行うことは所管の大臣にすら知らせない霞ヶ関の体質を変えなければ、何時までたつても官僚体質が改まりません。小泉総理は規制緩和、規制緩和と叫ぶ一方で、官僚の逆に規制強化を行い、中小・零細企業から受講名目でお金を吸い取る二重構造化、現状における小泉政権の本当の姿です。簡単に扱える家庭用健康器具とMRIのような病院の専門医が扱う医療器具を同じクラスにわざわざ統合して、新たな資格講習を義務付けるやり方を、私は許すことは出来ません。

平成十七年四月

内山あきら